

令和6年3月11日

第12回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和5年度第12回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年3月11日（月） 午後1時30分～午後2時20分

2. 場 所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（10名）

会 長 1 番 山野信也

会長職務代理者 7 番 鬼塚忠正

委 員 2 番 永田麻衣 3 番 坂口政文 4 番 徳山道也

5 番 清田伸一 6 番 上田佳子 8 番 清田 勇

9 番 前川政樹 10 番 小山省三

推進委員 藤本浩人、田尻稔男、小山哲司、大隅正信

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長補佐 奥村佳織

事務局 中嶋一成

事務局

ただ今から、令和5年度玉東町農業委員会第12回総会を開会いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は2番永田委員と3番坂口委員を指名します。また、書記に事務局の中嶋さんを指名します。

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について7件あがっております。1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、1番の農地法第3条の規定による許可申請について。

＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

借受人は現在40歳で、建設業の傍ら、父と一緒に農業にも従事されており、米とみかんの栽培をされています。今回、相手方の要望により申請地を借受けるために申請されるものです。

申請地につきましては6ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、1番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、隣接する地区委員さんの意見を求めます。
徳山委員

4番 徳山委員

貸付人が高齢で耕作できなくなっているのに、隣接する借受け人に貸すことで問題はありません。

議長

ありがとうございました。ただ今、委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 小山委員

何の問題もありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、1番は、承認されました。

続きまして2番、3番については、関連しておりますので一括して審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、2番、3番の農地法第3条の規定による許可申請について。
＝2頁、議案第1号、2番、3番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

借受け人は、農業法人で新規就農による農地借入のため、申請をされるものです。昨年、10月10日、新規就農者審査会を開催し、本人と農業

委員長、地区農業委員、最適化推進委員及び事務局2名により、提出された営農計画書について審査したところです。借受け人は、現在、36歳です。就農の動機につきましては、小さいころから祖母の手伝いをしており、個人でするには限界があると思ひ、今回、法人で計画され申請をされるものです。

営農計画書の農機具については、選果機と草刈り機は祖母から借受け、新たに購入の計画はありません。

営農技術の取得については、祖母の指導や、近所に詳しい方がおられるので尋ねながら耕作をされますので特に問題は無いと思われます。

申請地につきましては、7～10ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件については、すべての農地について、効率的に利用して耕作の事業を行われます。農作業常時従事要件は年間約200日を計画されています。地域との調和要件につきましては、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し周辺農家と協力して管理に努められますので、すべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、2番、3番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

清田伸一委員

5番 清田委員

みかんと柿の木を植えられていて、柿畑は以前より管理をされており、問題は無いと思ひます。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 藤本委員

ミカン園は管理されていますが、柿畑が少し山林化しておりますのでこの解消をされれば、問題ないと思ひます。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

4番 徳山委員

この方は、お孫さんになられるのですか。

5番 清田委員

貸付人の孫になられます。

3番 坂口委員

借受け人は菊陽町となっておりますが、手入れ等で必要な肥料等は J A で購入できるのですか。

議長

購入できます。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第 1 号、2 番と 3 番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第 1 号、2 番と 3 番は、承認されました。続きまして 4 番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 1 号、4 番の農地法第 3 条の規定による許可申請について
＝ 3 頁、議案第 1 号、4 番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、現在 48 歳でみかんとウメの栽培をされており、今回、規模拡大のために申請地を借受けるために、申請されるものです。

申請地につきましては、11 ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第 1 号、4 番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
徳山委員

4番 徳山委員

借受け人の父は亡くなられており、息子さんが跡継ぎで農業をされており
今回、父の兄の農地を借りられて耕作をされますので問題はありません。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。
次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 大隅委員

若い方がされるので問題ないと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、4番について、承認
される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、4番は、承認されました。
続きまして5番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、5番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝3頁、議案第1号、5番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在53歳でみかんの栽培をされており、今回、譲渡人が高
齢になられ、以前より貸借をされ耕作されていた申請地を、譲渡人の要望
により買い受けられるために、申請されるものです。

申請地につきましては、12ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、5番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

鬼塚委員

7番 鬼塚委員

以前より耕作をされていたので、みかん園自体はきれいにされており、問題はありません。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 田尻委員

現地確認に行きましたが、問題なく管理されていました。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番 坂口委員

売買となっておりますが、金額はいくらでしたか

事務局

全部で100万円です。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、5番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、5番は、承認されました。
続きまして6番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、6番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝4頁、議案第1号、6番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在69歳で米とみかんの栽培をされており、今回、規模拡大のために申請地を譲受けるために、申請されるものです。

申請地につきましては、13、14ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、6番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
鬼塚委員

7番 鬼塚委員

以前より、管理をされていたので今後も問題は無いと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。

推進 田尻委員

譲受人には後継者もおられ特に問題はないと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番 坂口委員

購入される隣接地も耕作をされているのですか。

7番 鬼塚委員

二か所とも隣接地は耕作されています。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、6番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、6番は、承認されました。
続きまして7番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、7番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝4頁、議案第1号、7番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在22歳でみかんの栽培を家族でされています。今回、規模拡大のために申請地を買い受けるために、申請されるものです。

申請地につきましては、15ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、7番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

徳山委員

4番 徳山委員

隣接する建物が本村水利組合の貯水槽です。分筆が出来、残りの農地を組合で所有していても管理できないために譲渡されるようです。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 大隅委員

譲受人も若いので今後、いい畑になっていくと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、7番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、7番は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

16ページです。(朗読)

17ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和6年2月22日付で、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

18ページをご覧ください。(総括表の説明)

19ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が1件、新規の使用貸借権が2件です。面積は、田が1筆で936㎡、樹園地が2筆で6,127㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従

事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長

無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については(案)のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

・活動記録セット配付

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時20分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年3月11日

玉東町農業委員会会長

Ⓜ

2番委員

Ⓜ

3番委員

Ⓜ